

山陽小野田市小型自動車競走事業包括的民間委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領への質問に対する回答書

令和8年8月21日 山陽小野田市経済部公営競技事務所

番号	質問事項及び内容	回答
1	施設整備期間中における5か年契約の位置づけ(中継ぎ的選定か否か)について ※実施要領 p.2「3 委託期間及び委託者」／ p.3～5「5 施設整備計画事業」 実施要領p.2において本委託期間は「5年間（令和9年4月1日～令和14年3月31日）」と規定されている一方、p.3～5の施設整備計画事業（ECI方式）では、令和9年度の設計着手から令和11年度以降の本格的な工事着工、さらに令和18年頃までの長期にわたる大規模な施設改修が段階的に予定されています。これに関連して、以下の点をご教示ください。 1. 契約期間の大部分が大規模施設整備の「工事中・設計中」の期間と重なることとなりますが、今回の事業者選定は、施設改修が完了するまでのいわば「中継ぎ（過渡期）」的な運営体制を担う事業者を想定した選定となりますでしょうか。それとも施設改修後も見据えた長期的なパートナーシップを前提としたものとなりますでしょうか。 2. 施設工事の進捗に伴い管理対象施設が段階的に閉鎖・縮小されることが想定されますが、その際の見直し方針や、工事期間中の運営上の位置づけをご説明ください。	1 今回の包括的民間委託は、施設整備計画に伴う一時的な中継ぎ又は過渡期の運営事業者を選定することを目的とするものではありません。本業務の委託企画間の5年間において、山陽オートレース場の安定的かつ効率的な運営を実現するとともに、施設整備計画との整合を図りながら、収益の確保・向上、利用者サービスの向上、地域との連携等を総合的に実施することを目的としています。なお、基本設計・実施設計等の段階においては、受託事業者の運営方針に係る意向の反映についても、市と協議の上で実施することを想定しています。 2 施設整備工事の実施に伴い、施設の一部閉鎖、利用制限、仮施設の設置、ファン等の動線変更その他の運営条件の変更が生じる場合があります。その場合においても、受託事業者は、本市及び工事関係者等と連携し、開催業務その他の本業務への影響を最小限に抑えながら、可能な限り安定的な事業運営を行うものとします。

番号	質問事項及び内容	回答
2	大規模施設整備工事（ECI方式）における資本的支出の負担区分について ※実施要領 p.3～5「5 施設整備計画事業」／ 委託業務仕様書 p.24-(8)-ア 令和9年度から予定されている大規模施設整備計画（新スタンド、新宿舎、新選手ロッカー等の建設工事）に関し、建設工事費本体および既存建物の解体費、新設設備等のインフラ整備費は、すべて本市の費用負担において実施される（受託事業者の負担ではない）という解釈で相違ないかご教示ください。	お見込みのとおりです。
3	年度途中の契約解除に伴う損害の取り扱いについて 市の責めに帰すべき事由により、契約期間中に契約が解除又は業務が廃止された場合、受託者が契約終了に伴って負担する費用について、どこまで市が補償するのかをご教示ください。特に、契約開始に伴って支出した未回収費用、設備撤去・原状回復・引っ越し・廃棄等の撤退費用、従業員の解雇・配置転換・退職等に伴う費用についても、市の負担に含まれるとの理解でよいでしょうか。また、補償対象となる費用の範囲、算定方法及び上限額についてご教示ください。	現時点で、補償上限額又は算定式を設定していませんが、市と受託候補者との協議・調整により定めるものと認識しています。
4	事前準備期間（令和8年12月～令和9年3月）の経費補填について ※実施要領 p.7-(8)「事前準備に関する経費」 実施要領p.7-(8)において「契約締結後、本業務を円滑に進めるために事前準備を行い、事前準備に関する経費については、全て受託事業者が負担しなければならない」と規定されています。令和8年12月下旬の基本契約締結から令和9年4月1日の事業開始までの準備期間（システム構築、引き継ぎ、人件費、事前研修等）にかかる準備費用について、本市から「準備委託料」等の支払いは一切なく、全額受託事業者の持ち出し負担（初期投資）となる理解で相違ないか確認させてください。	お見込みのとおりです。

番号	質問事項及び内容	回答
5	急激な最低賃金引き上げへの対応について 実施要領「Ⅱ-2-(10)」において「賃金水準の上昇」が委託料見直しの対象とされていますが、国・県等の政策決定により最低賃金等が受託開始時の想定を大きく上回って上昇した場合、受託者の経営努力のみでは吸収できない人件費増加が発生する可能性があります。 一方、実施要領「Ⅱ-2-(11)」では、地元雇用及び現従事員の積極採用、適切な労働条件の維持が求められていることから、賃金水準の上昇を理由として人員削減等によるコスト吸収を行うことも困難と考えます。 このような受託者がコントロールできない賃金水準の急激な上昇について、増加した人件費を受託者が恒常的に負担するのではなく、委託料の改定対象とすることは可能かご教示ください。	実施要領Ⅱ-2-(10)、(11)及びⅢ-4-(11)に記載のとおりです。
6	物価高騰・エネルギー価格急騰時における改定協議の数値基準について ※実施要領 p.7「2 受託に当たっての留意事項 (10)」／ リスク分担表 p.27「物価の変動」 リスク分担表 (p.27) では「物価変動に伴う経費の増＝受託者負担 (○)」とされる一方、実施要領p.7-(10)では「物価高騰や賃金水準の著しい上昇等の理由により本業務の遂行が困難と認められる場合は市と受託事業者との協議により見直しを行うことができる」と記載されています。 昨今の電気料金や燃料費等のエネルギー価格および物価の急激な高騰に対し、委託料の改定協議が発動する具体的な数値基準（例：消費者物価指数○%以上の上昇、電気料金単価○%以上の高騰等）をご提示ください。	物価等の上昇の程度、当該上昇が本業務の経費に及ぼす影響、上昇の継続性その他の事情を総合的に勘案し、市と受託事業者との協議により判断するものとします。したがって、現時点では具体的な数値基準をお示しすることはできません。

番号	質問事項及び内容	回答
7	引き継ぎ対象となる従事員の「現在の雇用主体」および「労働組合の有無」について ※実施要領 p. 7-(11)「現在の従事員の積極的な採用に努める…」／ 委託業務仕様書 p. 24-(7)-イ 実施要領p. 7-(11)において「現在の従事員の積極的な採用に努める」とありますが、提案書作成および受託後の労務管理のため、以下の4点についてご教示ください。 1. 「現在の従事員」および「特別警備隊員（市が認める者）」の現在の雇用主（契約相手）はどこになりますか。 （例：現受託事業者、本市、公社・外郭団体、または再委託先等） 2. 従事員（または特別警備隊員）によって組織されている「労働組合」や従業員団体は存在しますか。存在する場合、組合名称、加盟組合員数、および本市または現受託者との間で締結されている労働協定等の有無をご教示ください。 3. 新受託事業者が雇用を引き継ぐ際、現行の賃金水準や労働条件の維持（不利益変更の禁止等）は必須の応募条件となりますか。それとも新受託者の就業規則・賃金体系に基づき新たに労働契約を締結することが可能ですか。	質問内容の「以下の4点」を「以下の3点」と読み替えて回答します。 1 現受託事業者です。 2 従事員等により組織される労働組合は存在しますが、名称、加盟組合員数等については、本市がお答えできる立場にありません。 3 実施要領Ⅱ-2-(11)に記載のとおりです。
8	再委託における市内業者優先規定と市外業者変更の承認基準について ※実施要領 p. 8-(12)「委託業務の一部についての再委託」 再委託にあたり「できる限り市内業者を優先し、市の承認を受けなければならない」と規定されていますが、業務の専門性確保、サービス品質・安全性の向上、あるいは提案・運用コストの見直し（効率化・削減）を目的として、市外の専門業者への再委託や、既存再委託先の変更・コンペ選定を行うことは、合理的な理由があれば市の承認が得られますか。判断基準や手続方針をご教示ください。	実施要領Ⅱ-2-(12)に記載のとおりです。ただし、市内業者に限定するものではありません。業務の専門性、必要な資格・技術力、費用の妥当性等を総合的に勘案し、市内業者では業務の適切な履行が困難である場合又は市外業者を選定することに合理的な理由がある場合においては、市外業者への再委託を認めることはあります。

番号	質問事項及び内容	回答
9	情報公開請求時の営業秘密・非公開情報の取扱い ※実施要領 p.12～13「企画提案書等の著作権等の取扱い」 提出した企画提案書等は情報公開請求の対象になるとされています。 営業秘密、個人情報、セキュリティ情報、第三者との守秘義務対象情報等について、提案者が非公開を希望する箇所を明示する方法、非公開理由書の提出時期、市が開示可否を判断する手続及び事前意見照会の有無をご教示ください。	提出された企画提案書等については、公開することにより、明らかに不利益を与えると認められる情報については、山陽小野田市情報公開条例第9条の規定により非公開となります。なお、第三者に対する意見書提出の機会の付与等については、同条例第7条の4の規定に基づくものとします。
10	開催日数の増減に伴う収益保証額および委託料のスライド調整について ※実施要領 p.13-(12) / p.15「1 開催日数」「2 直近4年の推移」 提案前提として「本場開催年153日」が指定されていますが、直近4年間の本場開催実績（135日～147日）の通り、天候中止、日程調整、または大規模工事等に伴い実際の年間開催日数が前提を下回る（あるいは上回る）場合があります。 1. 開催日数が前提（153日）を下回り売上が減少した場合、市への収益保証額（9.88億円）および委託料は、開催日数に応じてスライド減額補正されますか。 2. 開催日数やナイター・ミッドナイト枠が増加した場合、受託者の運営経費増（人件費・光熱費等）に対応するための委託料の増額改定協議は行われますか。	1 実施要領に記載する提案の前提となる開催日数は、令和9年度以降の売上見込、委託料及び収益保証について、令和8年度の開催日数に基づき算定を求めるものです。したがって、令和9年度以降の開催日数を確約するものではありません。最終的には、令和9年度の開催日数をもとに、市と受託候補者との協議・調整により、委託料及び収益保証を決定します。 2 開催日数やナイター・ミッドナイト開催の増加等により、受託事業者の業務量や人件費、光熱水費その他の運営経費が増加した場合においては、委託料の増額協議は行いますが、委託料の増額を確約するものではありません。

番号	質問事項及び内容	回答
11	実施要領P. 14 Ⅲ 募集手続 4 提案内容 (10) (11) (12) について 提案の内容として、金額関係は以下の3種類かと存じます。 ①年間売上見込み ②委託料見込み ③収益保証額 これらのうち、②の委託料については、「積算」という表現がありますので、各業務にて発生する費用を合計して委託料を算出し、車券売上とは関係なく、提案した金額が固定金額として支払われるということでしょうか。 もしくは、別の計算方法を提案してよいのか（実施要領P. 7には「委託料の算定方法」という表現も出てきており、委託料に関する別の算定方法の存在も伺えます）についてご教示いただけますでしょうか。	委託料は、各業務で発生する費用のみを固定金額として支払うものではなく、最終的には、受託候補者との協議・調整により決定します。 実施要領Ⅲ-4-(11)に記載のとおり、令和9年度～令和13年度の売上見込に基づき、提案者の希望する算出方法により、各年度の希望委託料を提案してください。この場合において、算出した各年度の委託料の合計が「年度別の委託料見込み」の総額と一致するようにしてください。
12	市への収益保証額（年9億8,800万円）の下限免責条件について ※実施要領 p. 14「4 提案内容 (12) 本市の収益条件」 各年度の本市に対する収益保証額について「各年度において、本市の収益が9億8,800万円を下回る場合においては、9億8,800万円を下限値とする」と規定されています。 天災地変等の不可抗力、競走路や自家発電機等の予期せぬ設備不具合による開催中止、あるいは令和11年度から予定されている大規模施設整備工事（ECI方式）に伴う入場制限や開催制限等により勝車投票券売上が著しく減少した場合、この年間収益保証下限額（9億8,800万円）は中止日数や減収幅に応じて減額補正（免責調整）されますか。減免が認められる具体的な基準および減額算出方法をご教示ください。	本市への収益保証額は、実施要領に記載のとおり、9億8,800万円を下限値とします。現時点で、収益保証額を自動的に減額する基準や算出方法は設定していません。ただし、契約時に予見できない急激な売上変動により、本業務の遂行が困難と認められる場合は、実施要領Ⅱ-2-(10)に記載のとおりです。

番号	質問事項及び内容	回答
13	修繕費（市負担分）の発生による「包括的民間委託料」への影響について ※実施要領 p.14～15「(12) 算定方法・算式」／ リスク分担表 p.27「修繕」 実施要領p.14～15に示す委託料算式において、委託料総額（歳入－歳出－市収益9.88億円）から「一定額を超えた場合の修繕費等（市負担分）」を控除した残額が受託事業者を支払われる「包括的民間委託料」になると解釈されます。 建物の老朽化等により「修繕費（市負担分）」が増大した場合、売上規模が同等であっても、受託事業者が事業運営・人件費等に充てることのできる「包括的民間委託料」の実質的な枠に変更ないという認識で相違ないかご教示ください。	実施要領P14、15に示す市の収益保証及び委託料の算出方法は、令和8年度の例示であり、令和9年度以降の市の収益保証条件及び委託料の算出方法を拘束するものではありません。なお、現在の算出方法では、修繕費等（市負担分）は、包括的民間委託料に上乗せして、市が、収益保証から受託事業者へ支払うため、修繕費（市負担分）が増大した場合であっても、包括的民間委託料が減少することはありません。
14	競技系機器リース料実績および「包括的民間委託料」への影響について ※実施要領 p.14「2 委託料 ※（歳出から除く項目）8車8枠及び競技系機器に係るリース料」 算式において歳出から除外（控除）される「8車8枠及び競技系機器に係るリース料」に関し、以下の2点をご教示ください。 1. 競走会や選手会からの要望、あるいは機器更新等により「競技系機器に係るリース料」が増大した場合、売上規模が同等であっても受託事業者が手元で受領する「包括的民間委託料」の枠が直接的に減額（圧縮）されるという理解で相違ないかご教示ください。 2. 収支計画の適正な策定にあたり、契約期間令和9年度～令和13年度の各年度における本市の年間想定額及び直近の過去実績値をご開示ください。	1 実施要領P14に示す現在の算出方法では、歳出から除く項目の費用が増加した場合であっても、包括的民間委託料は減額されません。 2 参加表明書を提出した事業者に対して交付する資料を御確認ください。

番号	質問事項及び内容	回答
15	重勝式および借上開催における収益の帰属・業務対価・経費補填について ※実施要領 p.14「2 委託料 ※（歳入から除く項目）※（歳出から除く項目）」 算式において「重勝式発売収入（当たるんです等）」および「借上開催の受取収入」が歳入から控除されています。提案書における委託料積算（p.13-(11)）に関連して、以下の3点をご教示ください。 1. 重勝式および借上開催による収益は、受託事業者の委託料やインセンティブとして一部還元・反映される仕組みはありますか。 2. 受託事業者が行う重勝式の販売・運用業務・問い合わせ対応・場内広報業務、および借上開催時の現場運営・施設管理業務（警備・清掃・機器保守等）の対価（手数料等）は、包括的民間委託料とは別に支払われますか。それとも提案する包括的民間委託料の中にすべて含めて積算しなければなりませんか。 3. 借上開催時に発生する水道光熱費や現場人件費等の運営経費について、受託事業者が支出した費用の精算・補填ルールをご教示ください。	1 本市が管理施行者として、本市小型自動車競走場又は他施行者との共同開催により発売する「当たるんです」及び「借上開催の収益」を一部還元する仕組みは設けていません。ただし、本市以外の施行者が管理施行者となり、本市と共同開催する際の重勝式発売収益配分金については、令和8年度の委託料の算定方法における歳入に含まれています。 2 重勝式（当たるんです）の発売・運用、問い合わせ対応等は、本業務の対象外です。なお、借上開催時の現場運営・施設管理業務等は、本市以外の施行者との契約関係となることから、包括的民間委託料には含まれません。 3 借上開催時に発生する水道光熱費、現場人件費等の運営経費については、本市以外の施行者との契約関係となることから、お答えできません。

番号	質問事項及び内容	回答
16	「歳出から除く項目」の発生・変動が「包括的民間委託料」に与える影響および各年度の金額開示について ※実施要領 p.14「2 委託料 ※（歳出から除く項目）」 実施要領p.14の委託料算式において、以下の項目が「※（歳出から除く項目）」として明確に列挙されています。 【対象項目】 重勝式発売に係る経費、繰上充用金、一般会計繰出金、施設改善基金及び財政調整基金への積立金（利子等を含む。）、市の職員人件費及び旅費、地域公益事業に係る経費、一定額を超えた場合の修繕費等、施設改善費 これらに関して、以下の2点をご教示ください。 1. 上記の「歳出から除く項目」に該当する各種費用や積立金が発生・増加した場合、売上規模が同等であっても、受託事業者が事業運営や人件費等に充てることができる「包括的民間委託料」の実質的な枠に変更ないという認識で相違ないかご教示ください。 2. 収支計画の適正な策定にあたり、上記に挙げられた各除外項目について、実質的な「包括的民間委託料」の枠に変更がある場合、契約期間令和9年度～令和13年度の各年度における本市の年間想定額及び直近の過去実績値をご開示ください。	1 実施要領P14に示す現在の算出方法においては、お見込みのとおりです。 2 1のとおりです。
17	委託料算定における「歳入」及び付帯収入の範囲 ※施要領 p.14～15「2 委託料」／仕様書 p.20～21「ファンサービス・特別観覧席等」 委託料算定の基礎となる「歳入」に含まれる収入項目を一覧でご教示ください。	参加表明書を提出した事業者に対して交付する資料を御確認ください。
18	委託料算定における「歳出」の範囲 実施要領 p.14～15「2 委託料」／仕様書 p.19～26「委託業務内容」 委託料算定の基礎となる「歳出」に含まれる費用項目を一覧でご教示ください。	参加表明書を提出した事業者に対して交付する資料を御確認ください。

番号	質問事項及び内容	回答
19	特別会計における経費の負担区分について 特別会計における先引き経費及び後引き経費について、それぞれの対象項目と、市・受託者の費用負担区分をご教示ください。特に、受託者が負担する経費について、具体的な対象項目、負担範囲及び算定方法をご教示ください。	特別会計における経費の負担区分については、参加表明書を提出した事業者に対して交付する資料を御確認ください。最終的には、市と受託候補者との協議・調整に基づく契約書等で定めるものと認識しています。
20	修繕費（市負担分）の各年度想定額および過去実績の開示について ※実施要領 p.14～15「(12) 算出方法・直近4年の推移」／リスク分担表 p.27「修繕」 委託料算式において歳出から控除される「一定額を超えた場合の修繕費等（市負担分）」について、収支計画の策定のため以下の2点をご教示および資料開示してください。 1. 令和9年度～令和13年度の各年度において、本市として毎年いくら程度の修繕費（市負担分）の使用・予算計上を想定しているか（年間想定額）。 2. 直近4年間（令和4年度～令和7年度）における「修繕費市負担分」の各年度の実際の支払内訳実績（実績値：47百万円～132百万円の詳細）。	1 令和9年度から令和13年度までの市負担分の修繕費は、施設・設備の経年劣化や、故障・不具合の発生状況、修繕内容及び施設整備計画等などにより変動します。そのため、現時点で各年度の具体的な想定額を示すことはできません。 2 秘密保持契約を締結した事業者に対して資料を交付します。
21	受託場外営業日数（265日）の義務性および営業日数の変更可否について ※実施要領 p.15「1 開催日数（2）受託場外営業日数 265日間」 前提条件として示されている「受託場外営業日数 265日間」について、実際の事業運営においても絶対的な履行義務（マスト条件）となりますか。 効率的な事業運営や不採算日のコスト削減（現場人件費・光熱水費の圧縮）を目的として、受託事業者の提案や他施行者との調整により、受託場外営業日数の縮小・集約や発売対象の見直しを行うことは可能ですか。	受託場外営業日数265日間は、本業務における委託料等の算定の前提条件とするものです。年度別の開催日数や今後の施設整備状況、本市と他施行者との開催日程の調整、発売日程の変更、オートレースを取り巻く事業環境の変化その他の事情により、見直しをする可能性はあります。

番号	質問事項及び内容	回答
22	評価項目の配点・採点方法及び同点時の取扱い ※実施要領 p.17～18「審査方法及び評価基準について」 評価基準には評価項目及び評価の観点が表示されていますが、項目別配点、採点尺度及び価格提案の評価方法が示されていません。総配点、各評価項目の配点、各委員の採点方法、最低基準点、価格・収益保証・委託料の評価算式、委員点の集計方法及び同点時の優先順位をご教示ください。	審査内容に関連するため公表しません。
23	実施要領 P.19 1 委託業務内容（１）イについて トータリゼータシステムのセンター機器や券売機、有人窓口の機器は、山陽小野田市の所有物ということでよろしいでしょうか？	一部、現受託事業者の所有物もあります。
24	トータリゼータシステム（TZS）および投票機器等の調達・手配区分について ※委託業務仕様書 p.19-(1)-イ「トータリゼータシステム（TZS）の運用及び保全全般」「発売払戻窓口及び自動発売払戻機の運用、維持管理」 トータリゼータシステム（TZS）本体、中央集計設備、並びに自動発売払戻機等の各種端末・機器類について、以下の点をご教示ください。システムおよび機器本体の調達（資産所有またはベンダーとのリース契約）は市（または現事業者からの無償引き継ぎ）が行い、受託事業者は日常の「運用・保守業務」のみを担うという認識でよいですか。万が一、受託期間中にTZSや端末等のシステム更新・機器入替えが必要となった場合、そのイニシャル・調達費用は市の負担となりますか。	トータリゼータシステム（TZS）、中央集計設備、自動発売払戻機その他の投票・払戻しに係る機器については、現行の運用体制を基本として取り扱うものとします。受託事業者の業務は、委託業務仕様書に記載のとおりです。また、受託期間中にTZSや端末等のシステム更新・機器入替えが必要となった場合、その必要性、更新内容及び費用負担を個別に判断するものとします。
25	実施要領 P.19 1 委託業務内容（１）イについて 非開催日の払戻対応はありますでしょうか？	ありません。

番号	質問事項及び内容	回答
26	実施要領 P.19 1 委託業務内容(1)イについて 本場、場外発売におけるグレード別、曜日別の投票所の開設箇所についてご教示いただけますでしょうか？	以下のとおりです。 ・本場(グレードレース)：有料観覧席、第5投票所センターホール内、第5投票所走路側 ・本場(普通開催：土曜・日曜・祝日)：有料観覧席、第5投票所センターホール内、第5投票所走路側 ・本場(普通開催：平日)：第5投票所センターホール内、第5投票所走路側 ・場外：第5投票所センターホール内、第5投票所走路側
27	実施要領 P.20 1 委託業務内容(1)ケ モニターは場内に何台ありますか？	有料観覧席の席ごとに設置している小型モニターも含め332台です。
28	競走路(走路)の大規模改修計画・費用負担および工事期間中の収益保証の取り扱いについて ※実施要領 p.3～5「5 施設整備計画事業」／ 委託業務仕様書 p.22-(3)-イ / リスク分担表 p.27 競走路の改修計画、費用負担、およびリスクに関して以下の3点をご教示ください。 1. 走路の大規模改修・舗装工事にかかる費用は、本市の費用負担において実施され、「包括的民間委託料」から控除・負担させられるものではないという理解で相違ないかご教示ください。 2. 走路の改修工事に伴い一定期間「本場開催が休止・縮小」となる場合、その休止期間・減収に応じて市への年間収益保証額(9億8,800万円)は減額・免除されますか。	質問内容の「以下の3点」を「以下の2点」と読み替えて回答します。 1 競走路の大規模改修・舗装工事の費用については、本市の負担とします。 2 実施要領Ⅱ-2-(10)に記載のとおりです。

番号	質問事項及び内容	回答
29	選手宿舍管理業務（給食費・食材費・光熱水費等）の費用負担構造について ※委託業務仕様書 p. 22～23 「(4) 選手宿舍管理業務（給食業務等）」／ 実施要領 p. 14 参加選手への「給食（食事）調理・提供業務」および宿舍管理に関して、以下の2点について費用負担の取り扱いをご教示ください。 1. 給食調達にかかる食材費、調理人件費、および宿舍・厨房で使用する水道光熱費（ガス・電気・水道代）は、すべて受託事業者の「包括的民間委託料」の中に含まれるという認識で相違ないですか。それとも食材費等の実費精算・別枠支給の仕組みがありますか。 2. 食材価格やエネルギー価格の著しい高騰が生じた場合、給食提供単価や委託料の増額補正協議に応じてもらえますか。	1 お見込みのとおりです。 2 実施要領Ⅱ-2-(10)及びⅢ-4-(11)に記載のとおりです。
30	実施要領 P. 23 1 委託業務内容（4）について 選手宿舍内にある売店の運営は事業者業務内でしょうか？	本業務の対象外です。
31	選手給食業務の外注可否および食中毒発生時の補償・保険の仕組みについて ※委託業務仕様書 p. 23-(4)-イ / リスク分担表 p. 28 「安全衛生管理」 選手給食業務について、専門の給食事業者・飲食事業者への再委託は可能ですか。また、万が一食中毒等が発生しレースが開催中止となった場合、ファンへの返還金（払戻手数料）、市への損害賠償、および選手への休業補償等について、本市が加入する保険等でカバーされる仕組みはありますか。それともすべて受託者の自己負担となりますか。	再委託については、実施要領Ⅱ-2-(12)に記載のとおりです。また、食中毒等の発生に伴うファンへの返還金、選手への補償等に係る保険について、市は加入しておらず、リスク分担表に記載のとおりです。

番号	質問事項及び内容	回答
32	施設保全・工事における「資本的支出」の負担区分について ※委託業務仕様書 p. 24-(8)-ア「その他、市が必要と認める施設等の保全・工事等」 受託業務に含まれる「保全・工事等」において、建物の大規模改修や受変電設備・汚水処理施設等の主要インフラの更新といった「資本的支出」は、市の費用負担において実施されるという認識で相違ないかご教示ください	お見込みのとおりです。
33	「レース場周辺地域の環境対策業務」の具体的な業務範囲および実施頻度等の詳細について ※委託業務仕様書 p. 25「(9) その他、市が必要と認める業務 ア レース場周辺地域の環境対策業務」 委託業務仕様書p. 25の「(9)ア レース場周辺地域の環境対策業務」において、「市道・地区道周辺及び駐車場の草刈り、木の伐採等」「用排水路の清掃」「レース開催時の騒音状況把握」「ナイター及びミッドナイトレース実施時の照明もれ対策」が規定されています。業務計画策定のため、以下の点をご教示ください。 1. 対象となる「市道・地区道周辺及び駐車場」「用排水路」の具体的な範囲（距離・面積等）、および草刈りや清掃の年間想定実施回数。 2. 「照明もれ対策」や「騒音状況把握」における具体的な測定方法や手順。 3. 契約期間中に周辺住民から環境対策に関する新たな改善（追加の遮光・防音措置等）を求められた場合、その対策費用は市が負担するものとなりますか、それとも受託事業者の包括的民間委託料の中で対応すべきものとなりますか。	1 対象範囲は、参加表明書を提出した事業者に対して交付する資料等により確認してください。実施頻度は、固定的な年間回数を設定するものではなく、対象箇所の状況等を踏まえ、適切な頻度で実施してください。 2 周辺地域への影響を把握するために必要な場合において、確認するものとします。具体的な測定箇所、測定頻度、測定方法及び記録方法については、業務目的を達成するために適切な方法により実施してください。 3 新たな改善の内容が、受託事業者の通常の維持管理又は環境対策業務の範囲内で対応可能なものについては、受託事業者の業務として実施するものとします。

番号	質問事項及び内容	回答
34	「防犯外灯の維持管理」における具体的な管理範囲と作業内容について ※委託業務仕様書 p. 25 「(9) その他、市が必要と認める業務 イ レース場周辺の防犯・安全対策（防犯外灯の維持管理）」 委託業務仕様書p. 25の「(9)イ レース場周辺の防犯・安全対策」において、「防犯外灯の維持管理」が受託業務として挙げられています。 実務上の管理範囲を明確にするため、以下の点をご教示ください。 1. 対象となる防犯外灯の「設置場所（範囲マップ等）」および「設置基数」の目安をご教示ください。 2. 維持管理として受託事業者が行うべき具体的な作業内容（例：夜間点灯の巡回確認、球切れ時の電球交換、配線や器具の故障時の修繕等）の範囲をご説明ください。 3. 外灯本体の老朽化による大規模な取替工事や、電気料金の支払い（負担区分）は、市の負担となりますか。	1 「防犯外灯の維持管理」の具体的な設置場所等については、参加表明書を提出した事業者に対して交付する資料等により確認してください。 2 受託者が行う「防犯外灯の維持管理」には、通常の維持管理として、概ね次の業務を含むものとします。 ・外灯の点灯状況等の確認及び不具合の把握 ・球切れ等の軽微な不具合への対応 ・不具合発生時の応急対応及び本市への報告 ・必要に応じた電球、ランプ等の消耗品の交換 ・その他、防犯・安全確保のため必要な日常的な維持管理 なお、具体的な巡回頻度、交換方法その他の実施方法については、施設の状況及び安全性を踏まえ、適切な方法により実施してください。 3 外灯本体の取替工事等については、リスク分担表の修繕での取扱いとなります。また、防犯外灯の電気料金の支払については、受託事業者が負担するものとなります。

番号	質問事項及び内容	回答
35	「レース場周辺の関係自治会対応」における具体的な想定内容および費用負担について ※委託業務仕様書 p.25 「(9) その他、市が必要と認める業務 ウ レース場周辺の関係自治会対応（市と協議した各種要望や意見等に対する対応）」 委託業務仕様書p.25の「(9)ウ レース場周辺の関係自治会対応」において、「市と協議した各種要望や意見等に対する対応」が規定されています。これに関して以下の点をご教示ください。 1. 「市と協議した各種要望や意見等に対する対応」とは、具体的にどのような内容（例：年間の自治会との定例協議への出席、年間行事への協力、地域からの苦情や要望窓口の一次対応等）を想定されていますか。 2. 自治会等からの要望事項に対応する中で、物理的な対策や金銭的な負担（例：防音・遮光設備の追加、地域の清掃用具や行事への協賛金・寄付金の拠出など）が必要となった場合、それらの費用は市が負担するものとなりますか、それとも受託事業者の包括的民間委託料の中で対応すべきものとなりますか。	1 レース場周辺の関係自治会対応については、地域からの苦情や要望窓口の一次対応等を想定していますが、自治会等との協議・対応については、市と受託事業者が協議・連携しながら対応することを基本とします。 2 自治会等からの要望事項については、その必要性、規模、原因及び費用等を踏まえ、市と受託事業者との協議により対応方法や費用負担を決定します。
36	事業者委託業務範囲について センターホール内の売店の運営は事業者業務内でしょうか？	本業務の対象外です。
37	事業者委託業務範囲について 審判判定用カメラの保守は事業者業務内でしょうか？	本業務の対象外です。

番号	質問事項及び内容	回答
38	不可抗力・設備故障時における開催中止損害の負担境界線について ※リスク分担表 p. 27「悪天候、走路破損等による開催延期・中止」 受託者が善良な管理者注意義務（定期的点検等）を果たしていたにもかかわらず発生した不可抗力的な設備故障（自家発電機、高圧受電設備、照明等）や競走路の不具合によりレースが中止・順延となった場合、発生する払戻手数料や売上減少損害は「市と受託者の協議事項（免責）」となりますか。	リスク分担表に記載のとおりです。最終的には、市と受託候補者との協議・調整後の契約書等により決定するものとします。
39	受託者負担となる「日常修繕（一定額）」の上限金額について ※リスク分担表 p. 27「修繕（経年劣化によるもの）」 リスク分担表において「経年劣化によるもの（修繕）：一定額まで受託者、一定額超過は市」と規定されています。 受託事業者が「包括的民間委託料」の中で自己負担すべき日常修繕費（一定額）について、市負担分と切り分ける具体的な金額基準（例：1案件〇〇万円未満、かつ単年度累計〇〇万円までを受託者負担とする等）の上限金額を明示してください。	令和８年度時点では、現受託事業者との契約期間中のため、当該金額はお答えできません。

番号	質問事項及び内容	回答
40	施設の不具合に起因する来場者の負傷事故に係る損害賠償責任の負担区分について ※リスク分担表 p.27「第三者への賠償」 リスク分担表（p.27）の「第三者への賠償」において、「市の責めに帰すべき事由により与えた損害」は市負担、「受託者としての注意義務を怠ったことにより与えた損害」は受託者負担と規定されています。これに関連して、経年劣化した施設において、受託者が日常的な点検等の注意義務を果たしていたにもかかわらず、施設・設備の構造的・経年的な不具合（例：老朽化した設備の破損や建物の劣化等）に起因して来場者が負傷する事故が発生した場合の損害賠償責任について、以下の点をご教示ください。 1. 上記のような施設自体の不具合に起因する事故は、リスク分担表における「市の責めに帰すべき事由により与えた損害（市負担）」に該当するという認識で相違ないかご教示ください。 2. 市が所有・管理する施設自体の瑕疵や老朽化に起因するものと、受託者の管理上の過失（注意義務違反）を切り分ける具体的な判断基準をご説明ください。	1 お見込みのとおりです。ただし、受託事業者が当該不具合を認識し、又は通常の点検等により認識することが可能であったにもかかわらず、本市への報告、安全措置、立入制限等の必要な対応を怠ったことにより事故が発生又は拡大した場合には、受託事業者の責任が生じる場合があります。 2 市が所有・管理する施設・設備自体の瑕疵・老朽化によるものか、受託者の管理上の過失によるものかについては、主として以下の事項を踏まえて事故発生時の状況や原因等を総合的に確認した上で、判断します。 ・施設・設備の不具合の内容及び原因 ・受託者が当該不具合を事前に認識していたか ・受託者が発見した不具合について、本市への報告を適切に行っていたか ・事故発生を防止するための立入制限、注意喚起、応急措置等を適切に講じていたか ・事故と不具合又は受託者の行為との因果関係
41	食中毒等安全衛生管理の責任範囲および場内食堂等の取り扱いについて ※リスク分担表 p.28「安全衛生管理」／ 委託業務仕様書 p.20-(1)-コ「飲食サービス」 リスク分担表（p.28）の「安全衛生管理」において、「食中毒等安全衛生管理の不備に伴う責任」は受託者負担（○）と規定されています。これに関して以下の点をご教示ください。 1. 上記の「食中毒等安全衛生管理の不備に伴う責任」について、受託事業者がすべての責任（損害賠償、営業停止に伴う損害補填等）を負うという認識で相違ないかご教示ください。 2. 委託業務仕様書p.20のファンサービス業務に含まれる「飲食サービス」に関連し、場内に常設されている食堂や売店（または外部のテナント業者・臨時出店者等）において万が一食中毒が発生した場合、その法的・経済的責任や賠償リスクもすべて新受託事業者が一義的に負うものとなりますか。それとも各テナント等の個別責任となりますか。	1 リスク分担表における「食中毒等安全衛生管理の不備に伴う責任」については、受託者の責めに帰すべき事由により食中毒等の事故が発生した場合には、受託者がその責任を負うものとします。 2 場内の食堂、売店、外部テナント、臨時出店者等が、受託者とは独立して自らの責任において飲食営業を行っている場合、当該事業者が行う食品の調理・提供等に起因する食中毒等については、原則として当該事業者がその責任を負うものとします。ただし、受託者が当該飲食事業者の選定、管理、衛生管理、営業管理等について契約上又は業務上の義務を負っている場合で、その義務の不履行が事故の発生又は損害の拡大につながったと認められるときは、受託者の責任が生じる場合があります。